

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱	高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱
制定 平成23年 4月 1日 改正 平成23年 8月10日 改正 平成24年 4月 1日 改正 平成24年12月17日 改正 平成25年 4月 1日 改正 平成26年 3月19日 改正 平成26年11月25日 改正 平成27年 4月 1日 改正 平成27年 9月14日 改正 平成28年 4月 1日 改正 平成28年11月15日 改正 平成29年 4月 1日 改正 平成29年 9月19日 改正 平成30年 4月 1日 改正 平成31年 4月 1日 改正 令和2年 4月 1日 改正 令和2年12月 1日 <u>改正 令和4年 3月 1日</u>	制定 平成23年 4月 1日 改正 平成23年 8月10日 改正 平成24年 4月 1日 改正 平成24年12月17日 改正 平成25年 4月 1日 改正 平成26年 3月19日 改正 平成26年11月25日 改正 平成27年 4月 1日 改正 平成27年 9月14日 改正 平成28年 4月 1日 改正 平成28年11月15日 改正 平成29年 4月 1日 改正 平成29年 9月19日 改正 平成30年 4月 1日 改正 平成31年 4月 1日 改正 令和2年 4月 1日 改正 令和2年12月 1日 <u>(新設)</u>
第1条～第11条 (略)	第1条～第11条 (略)
第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交	第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>付するものとする。<u>ただし、空き家活用シェアオフィス等整備支援事業について、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。</u></p>	<p>付するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3 補助事業者は、第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第12条～第15条 (略)</p>	<p>第12条～第15条 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
附則 (略)	附則 (略)
附則 <u>この要綱は、令和4年3月1日から施行する。</u>	<u>(新設)</u>